

別記2 指定野菜価格安定対策事業実施要領

第1 趣旨

指定野菜価格安定対策事業は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に生産者補給金を交付することにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

第2 事業の内容

この事業は、農畜産業振興機構が行う次に掲げるものとする。

- 1 2の生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために、法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）から徴収した負担金、指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人（以下「指定資金円滑化事業実施法人」という。）から納付された納付金及び政府から交付された補助金をもって、指定野菜価格安定対策資金を造成する。
- 2 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に施行規則第4条で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下「委託生産者」という。）及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付する。
- 3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

第3 生産者補給交付金及び生産者補給金の区分

- 1 第2の2の生産者補給交付金は、価格差補給交付金とし、一般補給交付金及び特別補給交付金とする。
- 2 第2の2の生産者補給金は、価格差補給金とし、一般補給金及び特別補給金とする。

第4 業務区分

第3の価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）ごと及び対象出荷期間（価格差補給交付金等の交付の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として、対象野菜ごとに農産局長が別に定める出荷期間を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。）ごとに、区分して行うものとする。

第5 産地の区分

農産局長は、価格差補給交付金等の交付について、農産局長が別に定めるところにより、登録出荷団体に委託して又は直接に対象野菜の出荷を行う出荷団体等を将来におけ

る安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況並びに計画的な生産及び出荷の取組状況によって区分して行うものとする。

第6 価格差補給交付金等の交付

1 交付予約

(1) 価格差補給交付金等の交付は、農畜産業振興機構と登録出荷団体等があらかじめ締結する交付予約（価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。）に基づき行うものとする。

(2) (1)の交付予約は、業務区分（第4の規定による区分をいう。以下同じ。）ごと及び業務対象年間（交付予約の対象期間として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、登録出荷団体等が申込期限（交付予約の申込期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。以下同じ。）までに申込みをした上で、締結するものとする。

この場合、登録出荷団体等は、交付予約に係る数量（以下「交付予約数量」という。）の第5の規定による区分を行った結果（以下「産地区分」という。）ごとの内訳（以下「産地区別交付予約数量」という。）を明示して交付予約を行うものとする。

(3) (1)の交付予約に当たって、重要野菜（野菜指定産地の区域内で生産される春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。以下同じ。）の交付予約を行う登録出荷団体等にあつては、第3の1の一般補給交付金及び特別補給交付金又は第3の2の一般補給金及び特別補給金の交付予約を行うものとし、調整野菜（野菜指定産地の区域内で生産される春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタスをいう。以下同じ。）又は一般指定野菜（野菜指定産地の区域内で生産される夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、冬春なす、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ばれいしょ、夏秋ピーマン、冬春ピーマン及びほうれんそうをいう。以下同じ。）の交付予約を行う登録出荷団体等にあつては、第3の1の一般補給交付金又は第3の2の一般補給金（以下「一般補給交付金等」という。）の交付予約を行うほか、第3の1の特別補給交付金又は第3の2の特別補給金（以下「特別補給交付金等」という。）の交付予約を行うことができるものとする。

(4) 登録出荷団体等は、特定登録生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する登録生産者をいう。）の構成員、登録生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合には、農畜産業振興機構に対して、(1)に定めるところにより締結した交付予約について、交付予約数量の減少又は解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込みを行うことができるものとする。

(5) 登録出荷団体等が、(4)に定めるところにより農畜産業振興機構に対して交付予

約数量の減少等を行う場合には、申込期限（交付予約数量の減少等の申込みを行うべき期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。）までに、交付予約数量の減少の申込みをした上で締結され、又は、交付予約の解約の申込みをした上で解約が成立するものとする。

- (6) 農畜産業振興機構の一の事業年度において、農畜産業振興機構と登録出荷団体等が交付予約を締結することができる数量及び金額の合計の上限は、農産局長が別に定めるものとする。

2 負担金の徴収等

- (1) 農畜産業振興機構は、交付予約を締結したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させ、及び指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めるものとする。

- (2) (1)の負担金の額は、特別補給交付金等を含む交付予約を行う場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（業務対象年間における一般補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごと及び産地区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）と特別補給資金造成単価（業務対象年間における特別補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）の合計額（以下「資金造成単価」という。）にそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じた上で、対象野菜ごとに農産局長が別に定める負担率（以下単に「負担率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

また、特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価にそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

- (3) (1)の納付金の額は、特別補給交付金等を含む交付予約を行う場合にあっては、業務区分ごとに、資金造成単価に指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、当該指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

また、特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価に指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、当該指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

- (4) (1)の規定にかかわらず、農畜産業振興機構は、業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとに生産者補給交付金等の額が当該業務区分ごと、当該登録出荷団体等ごと及び当該産地区分ごとの資金造成額を超えると見込まれる場合であつて、かつ、農畜産業振興機構が適当と認めたときは、当該登録出荷団体等に負担金

を負担させ、かつ、指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めることができるものとする。

(5) (4)の負担金又は納付金の額は、生産者補給交付金等の負担金又は納付金に相当する額から(2)又は(3)の額を減じて得た額とする。

3 一般補給交付金等を交付する場合

(1) 一般補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の平均販売価額（旬別（農産局長が別に定める対象野菜にあつては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。以下同じ。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を基準として農畜産業振興機構が定める保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

(2) 農畜産業振興機構は、業務区分ごとの対象野菜の出荷数量及び(1)の平均販売価額を登録出荷団体等に通知するものとし、登録出荷団体等は、当該旬が(1)に規定する場合に該当し、一般補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、農畜産業振興機構に対し、価格差補給交付金等の交付申請を行うものとする。

4 一般補給交付金等の金額

(1) 対象野菜についての一般補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、旬別に算出する産地区分ごとの一般補給交付金等単価に、当該登録出荷団体がそれぞれの産地区分に属する生産者の委託を受けて、又は当該登録生産者がそれぞれの産地区分に属する産地から直接に当該旬別の一般補給交付金等単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該産地区分ごとの対象野菜の数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量（4において「産地区分別旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

(2) (1)の一般補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定める最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に産地区分ごとに農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める補填率を乗じて得た額とする。

(3) 登録出荷団体等ごと、業務区分ごと及び産地区分ごとの産地区分別旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下(3)において「産地区分別交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る産地区分別交付予約数量を上回る場合における(1)の一般補給交付金等単価に乗ずる数量は、(1)の規定にかかわらず、産地区分別旬別交付対象出荷数量を産地区分別交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該産地区分別交付予約数量を乗じて得た数量とする。

5 特別補給交付金等を交付する場合

特別補給交付金等の交付は、特別補給交付金等を含む交付予約を行い、かつ、農産

局長が別に定める認定を受けた登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付に加えて行うものとする。

6 特別補給交付金等の金額

特別補給交付金等の金額は、一般補給交付金等の金額に産地区分ごとに農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める特別補給加算率を乗じて得た額とする。

第7 最低基準額等の特例等

1 最低基準額等の特例

登録出荷団体等は、その選択により、最低基準額について、次の表の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の最低基準額の特例の欄に掲げる額を最低基準額とみなす旨の交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込むことができるものとする。この場合において、資金造成単価（特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあっては、一般補給資金造成単価。第7において同じ。）については、同表の区分欄に掲げる区分ごとに、資金造成単価の特例の欄に掲げる額とみなすものとする。

表1（重要野菜）

区 分	最低基準額の特例	資金造成単価の特例
特例申込み 50	最低基準額の60分の50に相当する額	資金造成単価の30分の35に相当する額に、加算額（資金造成単価の30分の5に相当する額）を加えた額
特例申込み 55	最低基準額の60分の55に相当する額	資金造成単価の30分の35に相当する額
特例申込み 65	最低基準額の60分の65に相当する額	資金造成単価の30分の25に相当する額
特例申込み 70	最低基準額の60分の70に相当する額	資金造成単価の30分の20に相当する額

表2（調整野菜及び一般指定野菜）

区 分	最低基準額の特例	資金造成単価の特例
特例申込み 50	最低基準額の60分の50に相当する額	資金造成単価に、加算額（資金造成単価の30分の10に相当する額）を加えた額
特例申込み 55	最低基準額の60分の55に	資金造成単価に、加算額（資金造成単価の

	相当する額	30分の5に相当する額)を加えた額
特例申込み 65	最低基準額の60分の65に相当する額	資金造成単価の30分の25に相当する額
特例申込み 70	最低基準額の60分の70に相当する額	資金造成単価の30分の20に相当する額

2 資材高騰に係る最低基準額等の特例

- (1) 交付予約に係る対象野菜が、資材高騰対策対象野菜（資材の高騰が当該対象野菜の生産に与える影響が大きい野菜として農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合、登録出荷団体等は、資材高騰に係る交付予約（以下「資材高騰対応交付予約」という。）を農畜産業振興機構に対し申し込むことができるものとする。
- (2) 資材高騰対策対象野菜ごとに農産局長が別に定める式により農畜産業振興機構が算出する資材高騰係数が農産局長が別に定める発動基準を超える場合、当該資材高騰対応交付予約に基づく一般補給交付金等単価の算出については、第6の4の(2)の「農畜産業振興機構が定める最低基準額」とあるのは「農畜産業振興機構が定める最低基準額に資材高騰加算額（保証基準額の90分の5に相当する額として農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める額をいう。以下同じ。）を加えて得た額（以下「資材高騰加算最低基準額」という。）」と、「当該最低基準額」とあるのは「当該資材高騰加算最低基準額」と、「差し引いて得た額」とあるのは「差し引いて得た額に当該資材高騰加算額を加えて得た額」と読み替えるものとする。
- (3) 農畜産業振興機構は、(2)の資材高騰係数を算出した場合には、速やかにホームページで公表するものとする。
- (4) 登録出荷団体等が資材高騰対応交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込む場合は、その申込みまでに、当該資材高騰対応交付予約に係る対象野菜について、農産局長が別に定めるところにより資材の利用を削減する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けなければならない。

第8 一般補給交付金等の一部交付

農畜産業振興機構は、農産局長が別に定めるところを基準にして、登録出荷団体等に係る対象野菜の出荷数量が、農産局長が別に定めるところにより登録出荷団体等があらかじめ作成する供給計画に著しく相違した場合には、一般補給交付金等の一部を交付しないことができる。

第9 生産者補給交付金等の削減

農畜産業振興機構は、業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとに生産者補給交付金等の額が当該業務区分ごと、当該登録出荷団体等ごと及び当該産地区分ごと

の資金造成額（既に生産者補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した生産者補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、生産者補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。